

平成 23 年度

那須塩原市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

那須塩原市監査委員

那塩監査第25号

平成24年8月23日

那須塩原市長 阿久津 憲二 様

那須塩原市監査委員 大場 浩一

那須塩原市監査委員 木下 幸英

平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3
条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成23年度決算
に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意
見書を提出します。

平成23年度那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率及び資金不足比率	平成23年度決算に係る比率 (%)	早期健全化基準又は経営健全化基準 (%)	備考
1 実質赤字比率	—	11.96	
2 連結実質赤字比率	—	16.96	
3 実質公債費比率	10.6	25.0	
4 将来負担比率	—	350.0	
5 (1) 水道事業に係る資金不足比率	—	20.0	
(2) 下水道事業に係る資金不足比率	—	20.0	
(3) 農業集落排水事業に係る資金不足比率	—	20.0	
(4) 温泉事業に係る資金不足比率	—	20.0	
(5) 土地区画整理事業に係る資金不足比率	—	20.0	

(注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成23年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

平成23年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は10.6%となっているが、これは早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率は、充当可能財源等の増により生じていないため該当なしとなっている。

オ 水道事業に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 下水道事業に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

キ 農業集落排水事業に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

ク 温泉事業に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

ケ 土地区画整理事業に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。